

日向のへべす優良認証店認定要領

(目的)

第1条 日向地域特産のへべすを積極的に取り扱う市内外の飲食店等を日向のへべす優良認証店（以下「優良認証店」という。）として認定し、その取り組みを周知することで、へべすの需要及び消費拡大を図り、「食」と「農」の理解促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飲食店等 日向市内または市外で営業する飲食店、料理店、ホテル、旅館、その他これらに類する店舗をいう。

(認定申請)

第3条 優良認証店の認定を希望する飲食店等は、日向のへべす優良認証店認定申請書（様式第1号）により日向のへべす消費拡大プロジェクト会議会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

(認定基準)

第4条 優良認証店の認定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守していること。
- (2) 認証に関しホームページ、メディア等により紹介されることを承諾していること。
- (3) へべすの活用を積極的に取り組み、それを意欲的にPRすること。
- (4) へべすを食材として利用した料理（飲料を含む）を年間通して、または季節に応じてメニュー化すること。

(認定)

第5条 会長は、第3条の規定による申請書を受領したときは、日向のへべす消費拡大プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を開催し、飲食店等が前条に規定する認定基準のすべてを満たすと認められる場合は、優良認証店に認定するものとする。

2 会長は、認定の可否について、日向のへべす優良認証店認定結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 会長は、通知後、申請者に対し認定プレートを配布するものとする。

(掲示及び広報)

第6条 優良認証店は、店内外の見やすい場所に認定プレートを掲示するとともに、へべすを積極的に活用、PRするものとする。

2 会長は、優良認証店に関する情報をプロジェクト会議のホームページ、メディア等を利用して広く一般に公開し、周知を図るものとする。

(認定期間)

第7条 認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、認定した日から辞退または取り消しを受けた日までとする。

(認定の辞退)

第8条 優良認証店は、廃業等により営業を終了したときまたは認定を辞退するときは、日向のへべす優良認証店認定辞退届（様式第3号）により会長に届け出るとともに、認定プレートを店内外から撤去するものとする。

(調査)

第9条 会長は、優良認証店に対して第4条各号の認定基準を満たしているかを、随時調査するものとする。

(認定の取り消し)

第10条 会長は、前条の調査により認定基準を満たしていないと認められる場合は、プロジェクト会議を開催し、認定を取り消すことができる。

- 2 会長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、日向のへべす優良認証店認定取消通知書（様式第4号）により、その旨を通知しなければならない。
- 3 優良認証店は、第1項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに認定プレートを店内外から撤去するものとする。

(その他)

第11条 その他、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年 7月28日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年 8月22日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年 3月26日より施行する。